

資料	No.
	5

(案)

横浜港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成24年11月

横浜港港湾管理者
横浜市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年11月横浜市港湾審議会
- ・平成18年2月交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年7月横浜市港湾審議会
- ・平成19年7月横浜市港湾審議会
- ・平成19年11月横浜市港湾審議会
- ・平成20年8月横浜市港湾審議会
- ・平成20年12月横浜市港湾審議会
- ・平成21年3月交通政策審議会第34回港湾分科会
- ・平成21年6月横浜市港湾審議会
- ・平成21年9月横浜市港湾審議会
- ・平成21年11月交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年11月横浜市港湾審議会
- ・平成23年11月横浜市港湾審議会
- ・平成23年12月交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成24年8月横浜市港湾審議会

の議を経た横浜港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1 専用埠頭計画	2
2 臨港交通施設計画	3
3 土地利用計画	4

変更理由

- 1 鶴見地区において、立地企業の施設計画の廃止に伴い、専用埠頭計画を変更する。
- 2 本牧ふ頭地区において、大黒・本牧ふ頭間の円滑な交通の確保及び山下ふ頭・新山下地区へのアクセス性を向上させるため、臨港交通施設計画及び土地利用計画を変更する。

1 専用埠頭計画

立地企業の施設計画の廃止に伴い、専用埠頭計画を次のとおり変更する。

[専用埠頭計画]

鶴見地区

以下の施設を撤去する。

既設

水深 2.1 m シーバース (1点ブイ式) 1バース (専用)

2 臨港交通施設計画

大黒・本牧ふ頭間の円滑な交通の確保及び山下ふ頭・新山下地区へのアクセスを向上させるため、次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

道路

臨港道路 本牧ふ頭連絡線

[既定計画の変更]

起点 市道新山下40号及び湾岸線

終点 一般国道357号 2車線

既定計画

臨港道路 本牧ふ頭連絡線

起点 市道湾岸線

終点 一般国道357号 2車線

3 土地利用計画

臨港交通施設計画に対応するため、土地利用計画を次の通り計画する。

(単位：ha)

地区名	用途	埠頭用地	港湾関連 用地	交通機能 用地	緑地	合計
	本牧ふ頭地区	(263)	(7)	(9)	(15)	(293)
		263	7	9	15	293

既定計画

(単位：ha)

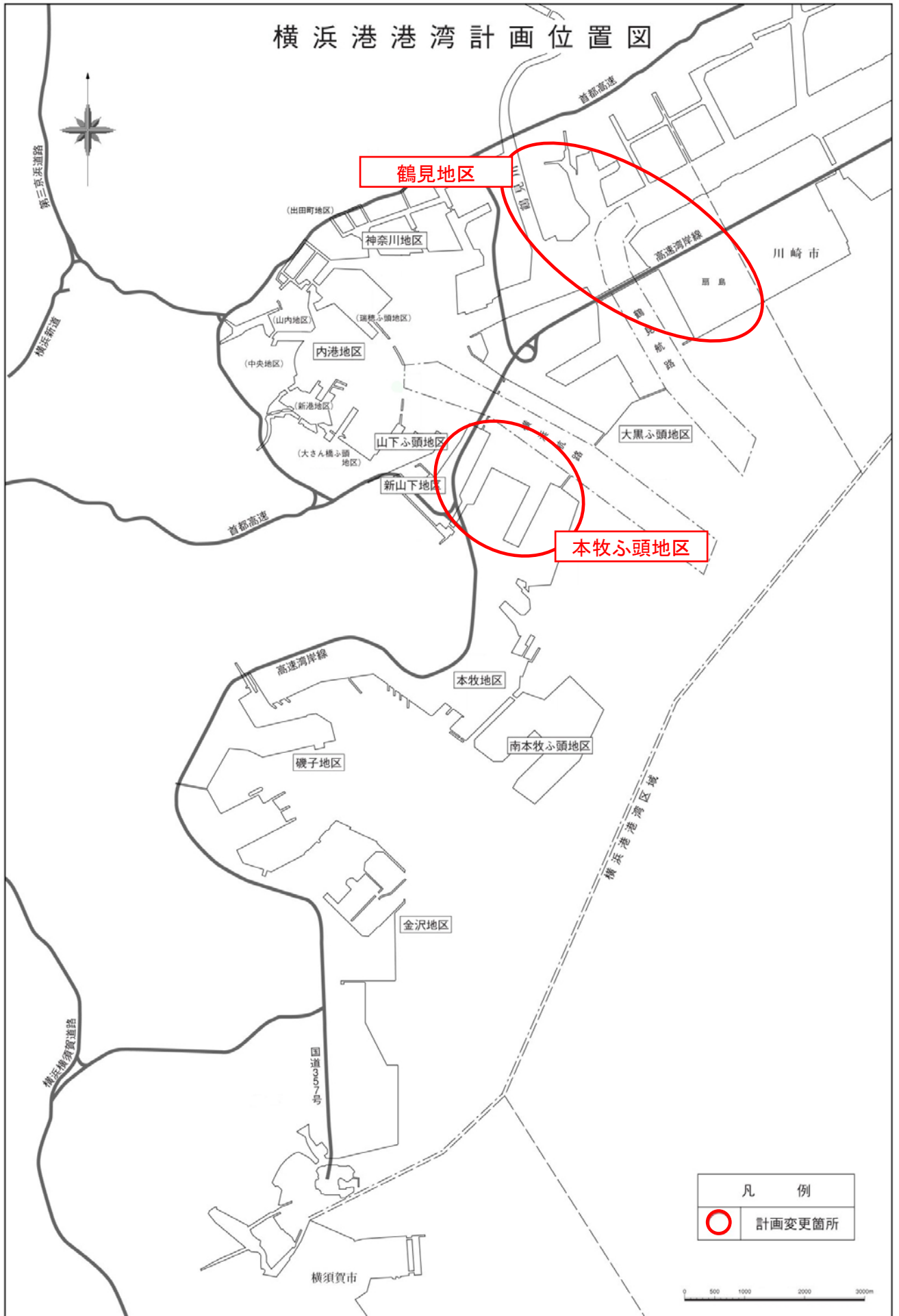
地区名	用途	埠頭用地	港湾関連 用地	交通機能 用地	緑地	合計
	本牧ふ頭地区	(263)	(7)	(8)	(15)	(293)
		263	7	8	15	293

注1) () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の
保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

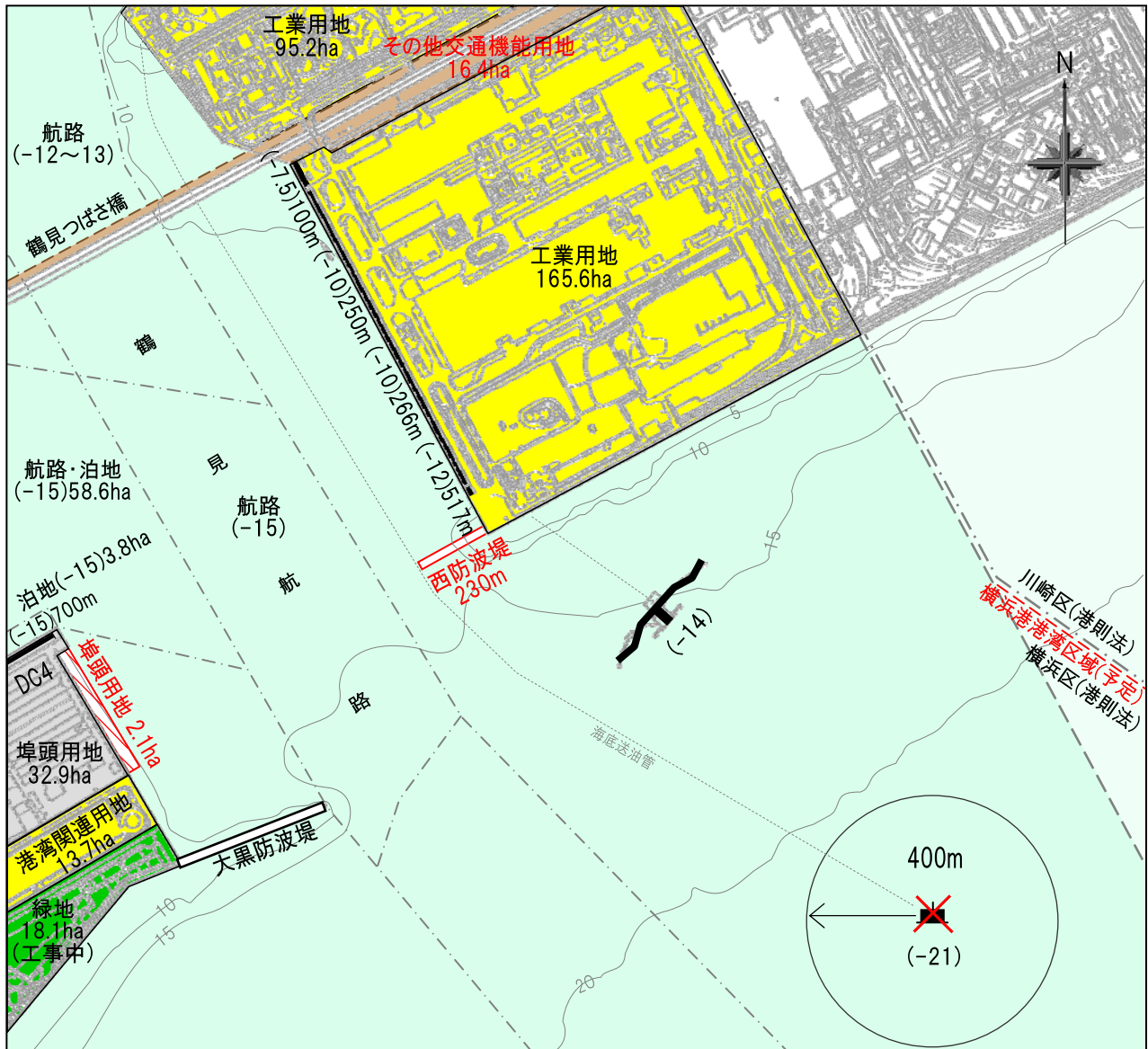
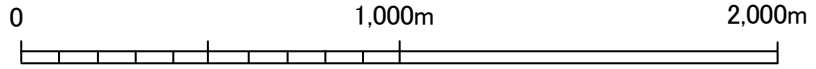
注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

横浜港港湾計画位置図

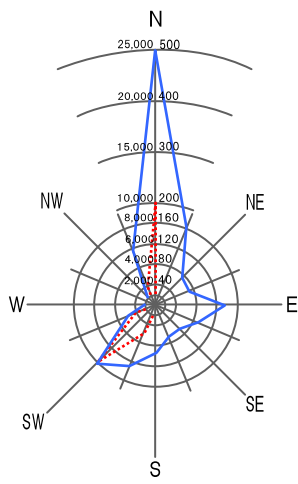


横浜港港湾計画図（鶴見地区）

1:20,000



風況図（平成4年～平成13年）



凡 例		
	航路・泊地	既設
	防波堤	既設
		既定計画
	公共岸壁	既設
	専用岸壁	既設
	ドルフィン	既設
	シーバース撤去(1点ブイ式・半径400m)	今回計画
	埠頭用地	既設
		既定計画
	緑地	既設
	交通機能用地(その他道路)	計画
	その他の用地	既設